

特命随意契約理由書

941

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（2月分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	(1) 資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 (2) 清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和5年1月1日
※契約金額	二,三三五,三八〇円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和5年2月1日から令和5年2月28日まで
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

934

特命随意契約理由書

件 名	施設保全情報管理システム 仮想サーバ移行及びPC設定変更作業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁 LAN 更改に伴い、施設保全情報管理システムのサーバの位置を移動させる必要がある。また、サーバの移動に伴い、PC 等関連機器のアドレス変更も実施し、最終的に業務に支障が出ないよう、PC の動作が正常に行われるか確認を行う。
選 定 理 由	<p>下記業者は、平成 31 年 1 月 29 日に公募制指名競争入札により決定した施設保全情報管理システム用機器の賃貸借契約の相手方であり、現行システムの環境設定を行い、本年度も機器の保守を行っている。</p> <p>本件は、サーバの移動及び設定変更を行い、システム機器の動作確認を行うもので、異常があれば業務に支障が出るものであり、即座に対応する必要がある。そのため日常の保守を行っている下記業者以外に適任はない。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	所在地：東京都千代田区神田富山町 24 番地 名 称：神田通信機株式会社 本社事業支店
※ 契約年月日	令和 5 年 1 月 5 日
※ 契約金額	1,485,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 5 年 2 月 28 日まで
担 当 課	施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

935

特命随意契約理由書

件 名	神田さくら館 プール可動床フィルター交換業務
種 類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	神田さくら館プール可動床のフィルターについて、経年劣化により目詰まりを起こしているため、交換を行う。
選 定 理 由	(1)本案件の設備は下記業者が施工したものであり、年間を通じて定期点検及び維持管理保守を行っている。 (2)本件設備の細部の情報や、作業に伴う部品の調達は下記業者以外に困難である。 以上のことから、下記業者を契約の相手方とする。
契 約 の 相 手 方	名称 株式会社UACJ金属加工 住所 東京都千代田区大手町1丁目7番2号
※ 契約年月日	令和5年 1月 5日
※ 契約金額	550,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
担 当 課	子ども施設課
根 抱 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

944

件 名	土木工事 CAD システム 仮想サーバ移行及び PC 設定変更作業(第 810 号)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁 LAN 更改に伴い、土木工事 CAD システムのサーバの位置を移動させる必要がある。また、サーバの移動に伴い、PC 等関連機器のアドレス変更も実施し、最終的に業務に支障が出ないよう、PC の動作が正常に行われるか確認を行う。
選定理由	土木業務で使用する「土木工事 CAD システム」は、平成 28 年度に公募制指名競争入札により下記業者が独自に機器の調達・現行システムの構築を行い、本年度も機器等の保守を行っている。 本件は、サーバの移動及び設定変更、システム機器の動作確認を行うもので、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分な上、下記業者以外が対応した場合、責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明、故障修理などの対処に支障が生じる。 以上の理由により、本システムを開発・構築した下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	所在地：東京都千代田区神田富山町 24 番地 名 称：神田通信機株式会社 本社事業支店
※ 契約年月日	令和 5 年 / 月 18 日
※ 契約金額	1,320,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 5 年 2 月 28 日まで
担 当 課	道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

955

特命随意契約理由書

件 名	神田警察通りの道路工事等に係る保安業務（第326号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田警察通りの道路工事等の実施に当たり、保安管理の充実を図ることで、工事の円滑な履行を確保するため委託する。
選 定 理 由	<p>本件業務は、常設作業帯の保安や関係者の出入管理、あるいは施工中の第三者の誘導など多様かつ困難な対応を求められるほか、越権行為等のないように高度な法令知識を有する必要がある。</p> <p>このため、警備業法第22条第2項に基づく警備員指導教育責任者資格の所持者を、必要数配置し、業務履行のため現場で指揮することが求められるが、この資格者を本件業務に基づき、区からの実施日程の提示に合わせて、現場に配置し運営を行うことができる業者は限られる。</p> <p>また、類似する業務経験におけるノウハウをもとに、現場で円滑な業務を行うことができる実績を有していることも必要である。</p> <p>以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 シンティ警備株式会社</p> <p>住 所 中央区新富1-8-8</p>
※ 契約年月日	令和5年1月24日
※ 契約金額	9,796,710円（消費税込） ※ 本件契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日 から 令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

977

件 名	人事情報総合システム要件定義支援等業務
種 類	委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本システムは、職員の人事管理及び勤務実績の集約により給与計算等を行うシステムであるところ、現在紙書類で運用している超過勤務申請や手当申請等を電子化し、また、総合行政システムとシステム間連携を行っていく上で、システムの再構築を行う。
選 定 理 由	<p>導入 平成 24 年度（平成 25 年 1 月） 更新 平成 29 年 9 月、令和 4 年 9 月</p> <p>システムの再構築に当たっては、下記の諸条件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別区の人事制度に対応したパッケージを有すること。 ・一つの事業者で人給・勤怠・会計年度のシステムを扱っていること。 ・人事・給与制度に十分な知見を有しており、制度改革に当たっても、事業者側で情報を収集し、改修要件を確定できること。 ・再構築に当たって、現在保有しているデータを確実に移行し、人事業務、特に給与計算を安定して行えること。 <p>契約の目的を達成するためには、上記の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者は下記事業者に特定される。</p> <p>また、令和 5 年度末までにシステムを対応させなければならない定年引上げに係る要件について、国や特別区人事委員会から示される情報提供が大幅に遅れ、改修要件の確定に支障が出たため、他の調達方法を採用することが困難である。</p> <p>そして、現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できることから有利と認められる。</p> <p>令和 4 年度までの業務成績は良好であり、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>法 人 名 : 富士通 Japan 株式会社</p> <p>所 在 地 : 東京都港区東新橋 1-5-2</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 1 月 4 日

※ 契約金額	54,971,400 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
担当課	政策経営部人事課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に
対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

991

件 名	千代田区ホームページのシステム改修業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区ホームページを利用するユーザーにとって、ホームページをより見やすく使いやすくするため、「区政へひとこと 入力フォーム」とスマートフォンで表示された際の、表のサイズ変更文言のシステム改修を行う。
選 定 理 由	「千代田区ホームページ及びコンテンツマネジメントシステム等の保守・運用支援業務」については、プロポーザル方式で選定された下記事業者が令和2年度から継続して受託している。 既存のシステム等に改修、動作確認及び検証は、いずれも千代田区ホームページのプログラム等を十分理解し維持した状態で作業を行う必要があるため、同事業者に委託することが適切であることから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 グローバルデザイン株式会社 東京オフィス 住 所 東京都港区港南二丁目 16 番 4 号 品川グランドセントラルタワー9階
※ 契約年月日	令和 5 年 1 月 4 日
※ 契約金額	935,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年1月19日から令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部 広報広聴課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

943

件 名	区立幼稚園小中学校等ファクシミリ機能追加作業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <input checked="" type="checkbox"/> 委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	職員室に設置されている校務・学習兼用複合機にファクシミリ機能を追加搭載し利用できる環境を整備する。
選 定 理 由	令和2年度にICT学校教育システムの回線、システム基盤、基盤系ソフトウェアやサービス等の構築・導入作業および、保守・運用業務について実施した公募型プロポーザル（令和3年3月17日、2千子指導発第999号決裁）の結果、下記業者に決定した。 本件、ファクシミリ機能追加作業はICT学校教育システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 株式会社 JMC 所在 地 東京都港区浜松町1-30-5
※ 契約年月日	令和5年 1月 11日
※ 契約金額	2,013,000円 (消費税込み)
契 約 期 間	契約締結日の翌日～令和5年3月31日
担 当 課	子ども部 指導課
根拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	四番町保育園仮園舎・四番町児童館仮館舎設備の整備業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	四番町保育園仮園舎・四番町児童館仮館舎について、手洗い場の自動水栓化の外、各設備・機器類の整備を行う。
選定理由	下記業者は、四番町保育園仮園舎・四番町児童館仮館舎を所有しており、区は本業者より本建物を賃貸借している。 本件は本建物に付属している設備について整備を行うものであるため、建物を所有している下記業者に業務を委託する必要がある。 以上のことから、下記業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	名称 郡リース株式会社 住所 東京都港区西麻布3-20-16西麻布アネックスビル
※ 契約年月日	令和5年 1月 16日
※ 契約金額	8,250,000円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
担当課	子ども施設課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	町名由来板の修繕(五番町外9件)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、経年劣化等により損傷した複数の町名由来板を効率的に修繕するため、一括で修繕業務を委託するものである。
選定理由	<p>今回修繕対象の町名由来板について、設置場所周辺の最新（2022年）版の地図データが必要となる。これについて、下記業者は当該地図データの著作権を有しており、他社から借り受ける必要がないため、コストの面で有利である。</p> <p>また、同様に設置場所周辺の1856年当時の地図データが必要となるが、下記業者は同年の地図データの著作権も有しており、他社がそのデータを利用することを認めていない。</p> <p>以上の理由により、下記業者以外では本業務の目的を達成することができないため、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社ゼンリン 住 所 千代田区西神田一丁目1番1号 オフィス21ビル4階
※ 契約年月日	令和5年1月19日
※ 契約金額	2,9千円,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日
担 当 課	コミュニティ総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

967

件 名	コクホ・ラインシステムのバージョンアップ業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	国民健康保険の事業実績報告書（事業月報、事業年報など）や調整交付金交付申請書などを作成するシステム（コクホ・ライン）に関し、現行のシステムサポートが終了するため、新システムへの移行に係る改修を行う。
選 定 理 由	下記事業者は平成 25 年度 OS 切り替えに伴うシステム開発業者であり、そのメンテナンス及び改修は同社でのみ行っているため、他事業者では業務を遂行することが不可能である。よって、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 都築電気株式会社 住 所 東京都港区新橋 6-19-15
契約年月日	令和 5 年 / 月 30 日
契約金額	594,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日まで
担 当 課	保健福祉部 保険年金課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

1004

件 名	全庁 LANシステム延長運用に伴うライセンス賃借(リプレース時期変更 2月開始分)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	現在進行中の全庁 LANリプレース構築に半導体不足による機器遅延等による設計変更等、様々な要因からリプレースの完了時期が変更(令和4年12月31日→令和5年3月31日)になった。そのため稼働開始するまでの間、現行全庁 LANシステムを継続して稼働させる必要があり、一部期間が満了するソフトウェアライセンス等を賃借する。
選定理由	新全庁 LANシステムの構築が完了し、稼働開始するまでの間、現行全庁 LANシステムを構成する機器について、引き続きリースする。しかし、機器は再リース契約等にて対応できるものの、一部ライセンス期間が満了を迎えるため、新たに賃借契約を締結する必要がある。 以上の理由から、既存の上記賃借契約を締結している下記事業者を、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 住所：港区西新橋3丁目22番8号
※ 契約年月日	令和 5 年 1 月 6 日
※ 契約金額	11,251,900 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和5年2月1日～令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

10/10

件 名	令和4年度文化財企画展「龍星閣がつないだ夢二の心」展示室管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	日比谷図書文化館で行っている文化財企画展において、展示室の見回り、展示室内等の清掃、展示の案内誘導、チラシの補充など円滑に運営を行うための業務。
選定理由	下記法人は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）第37条第1項にもとづき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 法の理念のもと高齢者の就業及び高齢者福祉の促進を図るため、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南1-6-10 かがやきプラザ4階
契約年月日	令和 5 年 1 月 17 日
契 約 金 額	837,540 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和5年2月28日
担 当 課	地域振興部 文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。